経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課 パブリックコメント担当宛て

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達の 一部を改正する通達案等に対する意見

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 制度専門委員会 制度・手続分科会 事務局 岡本 圭市
[住所]	東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階

【確認及び要望】

- ①輸出許可申請時における契約書等の原本の示し方について(確認)
- ②電子申請による事前同意手続における、原許可証等の写しについて(要望)
- ③最終需要者が確定していない場合の貨物等の保管、再輸出、再販売等の状況に関する 報告について(確認)
- ④最終需要者が確定していない場合の貨物等の保管、再輸出、再販売等の状況に関する 報告について(要望)
- ⑤最終用途誓約書の様式について (要望)

•該当箇所①

運用通達

- 1-1 輸出の許可
- (2) 輸出許可申請(ハ)(d)

【確認】

『(b)の書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする』と 示されています。

契約書等について、システムによる受発注や電子契約により成立する場合の原本をどのように示すか確認させてください。

•該当箇所②

提出書類通達

- Ⅲ.許可後の手続き
- 1. 貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は技術の再提供に係る事前同意手続
- (1) 提出書類 ③提出書類一覧 (ハ) 及び (ニ) 及び (注 3)
- 3. 誓約書の変更に関する事前同意手続
- (1) 提出書類 ②及び③

【要望】

原許可が電子申請により執り行われ電子許可証である場合、各書類の提出は不要とする 手続きを検討頂きたい。(注記の追加等による対応)

【理由】

貴省審査担当部門において確認が可能なため。

(以下次葉)

•該当箇所③

提出書類通達

別記4許可条件に関する事項

②最終需要者が確定していない場合の貨物等の保管、再輸出・再販売等の状況に関する

報告の例 (イ)及び(ロ)

【確認】

改正前に許可を取得している場合、付されている条件に則し報告という理解でよいか 確認させてください。

【確認点】6月末日における状況を翌月末までに、12月末日における状況を翌年1月末日までに報告するこが許可条件として付されている場合、改正後の対応に変更なし

•該当箇所④

提出書類通達

別記4許可条件に関する事項

②最終需要者が確定していない場合の貨物等の保管、再輸出・再販売等の状況に関する報告の例(イ)及び(ロ)

【要望】

改正案では許可を受けた月を基準に報告する手続きが示されています。 許可を受けた貨物ごとに報告月が異ならないよう、まとめて報告する手続きを検討頂き たい。

【変更案】毎年12月末日を締めとし、翌年1月末日までに経済産業省の指定する報告様式に・・・(許可が12月の場合は翌年12月末の報告とすることを注記等により示す)

•該当箇所⑤

提出書類通達

様式 最終用途誓約書

【要望】

- (1) 原本(紙)の受け渡しを前提とした手続きを見直して頂きたい。
- (2) 電子署名による手続きを求められる状況があります。第3節:誓約事項の欄直筆 チェック及び署名において、電子による手続きを検討頂きたい。

以上